

平成24年11月定例会 文教厚生委員会（事前）
平成24年11月20日（火）
〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、私を含め、2人の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、扶川委員が、10月16日に、岡山県久米南町役場を訪問し、高齢者の足を確保する取り組みについて、また、11月13日に、農林水産省等を訪問し、フードバンク事業の補助制度について、私が、10月25日から2日間、東京都府中市シルバー人材センターを訪問し、高齢者福祉対策の推進について、また、東京都立図書館を訪問し、学校教育及び社会教育の推進について、11月8日から3日間、埼玉県庁を訪問し、保健医療対策の推進について、また、北海道庁を訪問し、ドクターヘリの運航や乳幼児健診の現状等についてなどを調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告しておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県教育振興計画（第2期）の策定について（資料①②）
- 平成26年度新設統合高等学校の校名について（資料③）
- 盲学校・聾学校の新校名について（資料④）
- 徳島県と株式会社ローソンとのいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動に関する協定の締結について
- 「阿波遍路道（鶴林寺道 太龍寺道 いわや道）」の国史跡追加指定と名称変更について（資料⑤）
- 教職員給与の臨時的削減について

佐野教育長

教育委員会に関係する事項につきまして、6点、御報告申し上げます。

1点目は、「徳島県教育振興計画（第2期）の策定について」でございます。

お手元に資料1と資料2を配付させていただいておりますが、資料2の概要としてまと

めた資料1に基づいて御説明させていただきます。

まず、Ⅰ「スケジュール」のうち、1「これまでの経過」についてでございますが、5月15日に第1回徳島県教育振興審議会を開催して以降、これまで4回にわたる審議会での御審議を踏まえまして、今回、資料2のとおり「徳島県教育振興計画（第2期）の中間とりまとめ」を作成したところでございます。

2「今後の日程」についてでございますが、この中間取りまとめにつきまして、来月中に、県民の皆様方からパブリックコメントの募集を開始したいと考えております。

最終的には、県議会での御議論や県民の皆様の御意見を十分に踏まえた上で、年度内を目途に、教育委員会において策定したいと考えているところでございます。

次に、Ⅱ「計画の概要」についてでございます。

まず、1「策定の趣旨等」でございますが、現在の計画を策定して以降の社会情勢の変化や東日本大震災を教訓とした防災に対する意識の高まりなど、教育を取り巻く状況が大きく変化している中、時代の変化に子供たちが適切に対応し、真の生きる力を育成するため、子供一人一人が持つ個性や能力をさらに伸ばさせる教育が強く求められているところであります。

こうした状況の中、現計画の成果と課題を踏まえつつ、「いけるよ！徳島・行動計画」との整合性を保ちながら、改めて本県の教育が目指すべき方向性と今後講ずるべき施策等を示した新たな本県教育の指針となる計画を策定するものであります。

次に、2「基本理念」でございますが、平成25年度からの10年間を見通した本県教育の基本理念として、資料に記載のとおり、2つの理念を掲げております。

1つ目は、「地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます」

2つ目は、「郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます」

次に、3「基本目標」でございますが、先ほどの基本理念を実現するための基本目標を「とくしまの教育力を結集し、未来を創造するたくましい人づくり～県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現～」と定めております。

次に、4「計画期間」でございますが、計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間としております。

裏面をごらんください。

5「施策の基本的方向」でございますが、ここでは、基本目標を達成するため、次の基本方針により、総合的、効果的な施策を展開していくこととしております。

最後に、6「推進体制」でございますが、県民の方々の理解を深め、共有されるよう計画の周知とともに、学校、家庭、地域が連携、協働し、すべての県民が参加してオンリーワン教育の実現を図っていくこととしております。

なお、毎年度、施策、事業の検証とともに進捗状況の評価を行い、その結果を公表いたしますとともに、その検証結果や社会情勢等の変化に応じて、施策、事業の見直しを行うこととしております。

2点目は「平成26年度新設統合高等学校の校名について」でございます。

お手元にお配りしております資料3をごらんください。

このたび、平成26年度に開校する美馬市・つるぎ町地域の新設統合高校の校名といたしまして、「つるぎ高等学校」に決定したところでございます。

校名には、剣山のごとく、生徒が雄大で優しく、そして、たくましく成長してほしいという願いが込められています。

参考として記載しております校名決定までの経緯でございますが、さきの9月議会の文教厚生委員会におきまして、決定方法とスケジュールについて御報告をさせていただいたところでございます。

（1）の「校名募集の結果」では、9月1日から30日までの30日間、校名を募集いたしましたところ、県民の皆様方や両地域の中学生や高校生から、1,102件、342作品にも上るたくさんの御応募をいただきました。

（2）で応募作品の中から、校名候補選定委員と両校生徒から、それぞれ5つの校名候補の推薦をいただきまして、25作品の校名候補推薦リストを作成いたしました。

（3）の校名候補選定委員会において、校名候補推薦リストの中から、4種類7つの校名候補に絞り込み、教育委員会定例会におきまして、校名を決定したところでございます。

今後は、つるぎ高等学校が、活力と魅力にあふれ、生徒や地域に愛される学校となりますよう引き続き開校に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

3点目は「盲学校・聾学校の新校名について」でございます。

お手元にお配りしております資料4をごらんください。

このたび、平成26年度に併置し、両校教員が連携、協働した新しい教育を開始する盲学校、聾学校の新校名といたしまして、「徳島県立徳島視覚支援学校」「徳島県立徳島聴覚支援学校」に決定したところでございます。

この校名は、徳島県の視覚障害教育、聴覚障害教育を担う学校であることが、県内外問わず、小さな子供から年配の方々までわかりやすい校名でございます。

参考として記載しております校名決定までの経緯でございますが、（1）の「校名募集の結果」では、8月16日から9月30日までの46日間、校名を募集いたしましたところ、県内外の皆様方から、212件、141作品にも上るたくさんの御応募をいただきました。

（2）で応募作品の中から、校名候補選定委員から、それぞれ3つの校名候補の推薦をいただきまして、14作品の校名候補推薦リストを作成いたしました。

（3）の校名候補選定委員会において、校名候補推薦リストの中から、3つの校名候補に絞り込み、教育委員会定例会におきまして、校名を決定したところでございます。

今後は、両校教職員の連携、協働による専門性の強化や幼児、児童生徒、保護者の方々の交流を推進するとともに、地域に親しまれ愛される学校となりますよう引き続き併置に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

4点目は、「徳島県と株式会社ローソンとのいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動に関する協定の締結について」でございます。特に資料はございません。

いじめ問題に対して、学校と家庭の連携に地域社会との協働という観点を加えた実効性のある児童、生徒の見守り活動としまして、店舗数が多く、地域に幅広いネットワークを有する株式会社ローソンと都道府県としては全国初となる協定を去る10月29日に締結いた

しました。

内容といたしましては、いじめ、暴力行為等とおぼしき問題行動を発見した場合に、警察に通報していただくこと、県が作成したいじめ防止等に関するチラシを各店舗で掲示していただくことなどとなっております。

このことにより、学校、家庭、地域社会が一体となったいじめの未然防止や早期発見の体制が構築され、いじめ防止の効果が期待されるものと考えております。

5点目は、「阿波遍路道（鶴林寺道 太龍寺道 いわや道）の国史跡の追加指定と名称変更について」でございます。

お手元の資料5をごらんください。

今回の追加指定は、阿南市加茂町に所在する「いわや道」の延長部分2.09キロメートルに第22番札所平等寺へ向かう遍路道「平等寺道」の一部0.66キロメートルを合わせた2.75キロメートルを追加指定するものです。

県教育委員会といたしましては、阿南市及び土地所有者と協議し、文化庁との調整を図った上で、本年7月、国に意見具申しておりましたが、去る11月16日に開催された文化審議会での審議を経て、文部科学大臣に答申されましたので、追加指定される運びとなりました。「平等寺道」を加えての追加指定となるため、名称も「阿波遍路道（鶴林寺道 太龍寺道 いわや道 平等寺道）」と変更されました。

なお、これまでに約4.5キロメートルが平成22年度に指定されています。

資料5の地図に記載のとおり、追加指定の遍路道を太い実線で示しております。

ルート上には、数多くの遍路に関わる石造物等が現存し、古道の雰囲気そのまま残されており、遍路文化を現代に伝える貴重な文化遺産となっております。

今後、地元の阿南市と連携しながら、保存や積極的な活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

6点目は、「教職員給与の臨時的削減」についてでございます。

これも特に資料はございませんが、昨年度に策定いたしました新たな財政構造改革基本方針に基づき、基金に頼らない持続可能な財政構造への転換に向けた全庁的な取り組みの中で、教職員給与の臨時的削減を実施いたしておりますが、平成25年度の取り扱いについて、関係団体との交渉を重ねてまいりました結果、現行の減額率1%から5%による削減を継続することといたしましたので、御報告申し上げます。

なお、今後、この措置に係る関係議案及び今年度の人事委員会勧告に係る給与関係議案を速やかに調製し、代表質問の日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

大西委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしく願います。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

徳島県教育振興計画について御説明がありましたので、これをちょっと見て、気になる点だけをお聞きします。

今、問題になっているいじめ、通学路の安全対策、私が何度も議論してきました低所得者の家庭に対する教育支援、そういう点については、どこにどんなふうに入っているのでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、扶川委員から徳島県教育振興計画（第2期）の中間とりまとめの中で、いじめ問題にかかわるところはどこかという御質問がございました。

いじめ問題は大きく言いまして、豊かな心の育成という規範意識、道德教育の部分と具体的な教育相談の部分ということで、2つに分けて入ってございます。

1つは、37ページの「豊かな心の育成」の中の「道德教育の充実」がそのところでございます。いじめ問題につきましては、短期的には、いじめという具体的な事象をなんとか解決していく。長期的には、いじめを起こさない子供たちを育てていくという視点から、この「豊かな心の育成」は、長期的に子供たちの豊かな心をはぐくむというところで書いてございます。

短期的ないじめをなくしていく、今、現在、起こっているいじめに対応するものとしては、73ページに「教育相談体制の充実」がございます。ここで、スクールカウンセラーの配置とか有害な情報に関するフィルタリングの話とかを掲げさせていただいております。

池淵防災・健康教育幹

通学路の安全につきましては、72ページに「登下校・部活動・体育授業時の安全確保」ということで、防犯、交通安全等も含めました安全確保について挙げさせていただいております。

藤井学力向上推進室長

生活保護世帯にかかわる学習支援についてでございますが、33ページの「確かな学力の育成」の中の「学力向上策の推進」とか、子供たちが幼、小、中と進学していく中で、学校や教職員、地域、家庭が連携し合いながら、学力を高めていこうという大きな意味での取り組みを示しているところでございまして、特に生活保護世帯のという示し方はしていません。

扶川委員

徳島県教育振興計画というものは、方向を決める大枠の計画になるのかなと思いますけれども、できましたら、例えば、道德教育に含まれるとしても、カリキュラムの実態を把握して、教材の中身を把握して、きちんと計画的にいじめ問題の教育をやっていく。あるいは、父兄に対する啓発をしていくというものを文言として入れてほしいです。これだけ大きな問題なので。

教育相談体制についても、スクールカウンセラー等と入っていますが、他県の例にならって、外部の有識者などを含めた相談体制の強化というものも入れてほしいと思います。

通学路についても、具体的な危険箇所がわかっているわけですから、順次、計画的に整備を進めていくとか、目標はどうなっているとか、実効性のある内容を盛り込むべきだと私は思うんです。

学習支援についても同じです。貧困の連鎖を食いとめていくための取り組みというのは、時代の要請にあると思うので、そういう点でもう少し具体的に書き込めないのかということについて御検討いただけませんかでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま、扶川委員から当計画の概要につきまして、いろいろと御提言をいただきました。各個別分野につきましては、それぞれ各課のほうで、取り組み内容を十分に精査して記載している状況でございますけれども、今後、必要な施策等につきましては、必要性が判断でき次第、項目として入れることもあろうかと思えます。

ただ、記載の内容につきましては、施策の方向性ということでございまして、余り個別の事業まで書き込めないような場合もあろうかと思えますので、その点は御理解いただけたらと思います。

扶川委員

わかりました。できるだけ具体的に盛り込むことが、実効性の確保にもつながっているかと思って御意見申し上げたので、ぜひ御検討いただきたいということをお願いして、具体的な質疑をいたしたいと思えます。

いじめ問題ですが、いじめ問題に関するアンケート調査が、全学校で実態としてはやられているわけではない。必要性があるということは前の委員会でも議論してまいりましたが、その後、どうでしょうか。すべての学校でいじめ問題に関するアンケート調査は、実施されつつあるのでしょうか。実施されたのでしょうか。私はその結果について、父兄とも研究者とも共有して、いじめの根絶に役立てていくべきだと思うんですが、どのような状況になっていますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、いじめのアンケート調査について御質問いただきました。いじめのアンケー

ト調査につきましては、従来から各学校におきまして、様々な形で調査して、いじめ問題の把握に努めてきたところでございます。いじめ問題の解決につきましては、いじめられた児童、生徒の心身のダメージを最小限にとどめることが大切であり、そのためには早期発見、早期対応が極めて重要であると考えております。

いじめの実態把握のためのアンケート調査に関しましては、県教育委員会といたしましても、早期発見のために大変有効な手だてだと認識しており、県内すべての市町村教育委員会を直接訪問して、その継続的な実施をお願いしているところでございます。また、学校に対しましても、校長会を通じて、いじめの把握のためのアンケート調査を繰り返し実施するなど、児童、生徒の小さな兆しを見逃さず、いじめの早期発見に努めるよう指導してまいりました。

現在、徳島市、鳴門市、石井町、東みよし町を初め、県内複数の教育委員会では、管内の小中学校で共通のいじめアンケート調査を実施するなど、いじめの把握や早期発見に努めていただいております。また、各学校におきましても、既にさまざまな形で、いじめの早期発見のための実態把握のアンケート等の調査を行っているところでございますが、さらに児童、生徒が安心して答えられるような設問を工夫するなど、いじめの早期発見に一層つながるアンケート調査を行っているところでございます。

県教育委員会といたしましては、各学校におきまして、従来からの取り組みに加え、設問に工夫をしいじめアンケート調査を短いスパンで継続的に行うなど、今後とも、各学校が積極的にいじめの芽を早期に発見する取り組みを推進するよう市町村教育委員会にお願いするとともに、校長会等を通じまして指導してまいりたいと考えております。

扶川委員

どこの自治体でやっているか。どこの学校でやっているか。データを後でいただきたいんですが、自治体で徳島市、鳴門市、石井町、東みよし町を挙げられましたが、正確にはどこの自治体で共通のいじめアンケートをやっているんでしょうか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま申し上げましたのは、徳島市、鳴門市、石井町、東みよし町でございますが、これはそれぞれの教育委員会が独自に共通の質問項目を用意しまして、それで調査を行っているものでございます。

扶川委員

逆に言うと、あと20自治体でまだそういうことができていないと。これは学校ごとにやるのもいいし、教育委員会で音頭をとって一斉にやるのもいいと思うんですけど、前に板野町でもそういうことを教育委員会が指導してやっていただいたということを御報告しましたけれども、この際、県下のすべての自治体でやっていただいたらと思うんですが、今後の予定とかはどうなっていますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

すべての自治体で、教育委員会でというお話でございますが、それぞれの地域での実態がございますし、また、各学校独自で取り組んでいるところもございますので、今後、それらの動向を見ながら、こちらも対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

うちの学校では聞いてくれなかったということがないように、どんな形にしろ、すべての学校で、すべての子供さんがいじめられているということを聞いてもらえる機会が持てるように、徹底的にやってほしいと思います。

もう一点は、その結果を共有し、研究材料にし、防止に役立てることが重要だと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

それぞれの教育委員会で行っているものにつきましては、その教育委員会の中で検討委員会を持たれておりますので、そこで出てまいりましたもので、特に必要があるものにつきましては、県のほうにも相談があらうかと思えます。徳島県でも生徒指導に関する検討委員会を持っておりますので、そういうところで検討してまいりたいと思っております。

扶川委員

私たちが勉強していきたいと思えますし、県教委として、市町村の取り組むアンケート結果を参考資料として全部集約していただきたいんですが、それはお願いできますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

各市町村が行いましたアンケートは、さまざまな方法でやられておまして、集計につきましても、それぞれの教育委員会の判断でやられていることでございますので、こちらのほうで今直ちに集約しますというお答えはできないかと思えます。

扶川委員

せっかく膨大な手間と時間をかけてやるんですから、恐らく共通点はたくさんあるので、しっかり研究すべきです。前にも御紹介しましたがけれども、統計的にも、学校の先生は割合、相談の対象にはなっていないんです。例えば、そういうことは対策の参考になるでしょう。ほかの自治体でも同じようなことが言えるのかどうか分かりませんが、研究してほしいんです。検討委員会でやっていくのも結構ですけども、ぜひ教育の専門家から見てどうなのかと。せっかくやるんですから、最大限に生かしていただきたいです。そういう研究を進めていただきたいし、そしてそれを発表していただきたいと思えます。

秋山いじめ問題等対策企画幹

県内の市町村で行われておりますアンケート調査につきまして、それが大変有効なもの

であるということをございましたら、ぜひ他の市町村にもそれをお伝えしたいし、また、学校で行われているものが、大変有効なものである、あるいは工夫がされたものであるということがありましたら、広く普及していきたいと思っております。

扶川委員

もう一つ、最近、各自治体でいじめ防止条例の検討が始まっています。実際に10月には、岐阜県可児市の「子どものいじめの防止に関する条例」が制定されたので、ホームページを見ました。前には札幌市とかの事例を御紹介して、この条例を制定する意思はないかとお尋ねしましたがけれども、この条例を見ましたら非常にいいものです。ずっと前にできている兵庫県小野市の条例も見ましたが、これは学校だけでなく家庭や職場、地域社会も含めたいじめ防止条例という形で、広くつくられているという特徴がありますし、可児市のほうは子供に特化していますけど、その中でいじめ防止専門委員会を設けているところに特徴があります。それぞれに特徴のある条例をつくれようとしているんです。

こういう動きの中で、徳島県もおくれをとってはならないと思うんですけど、ぜひ何らかの形のいじめ防止条例をつくっていくべきだと。市町村でつくってもいいんですけども、県が主導して進めていく考えはないのかお聞きします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、いじめ防止条例というお話でございましたが、本県におきましては、まずは早期発見、早期対応ということで、いじめの芽が小さいうちに摘んでいくという対応で、全力挙げて学校では取り組んでおります、また、御家庭の協力も得ながら、地域社会の協力も得ながら進めていっているところでございます。

また、外部の専門家につきましては、学校問題解決支援チームを編成して、スクールプロフェッサーという名称でございしますが、大学教授、医師、臨床心理士、社会福祉士、警察職員OBなどを入れた組織もございまして、それで現在対応しておるところでございます。本県といたしましては、既存のそういうシステム、制度を使いながら、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

扶川委員

専門家だけの、教育に携わっている人たちだけの取り組みではだめです。いじめ問題は地域と一緒に解決していくんだという精神でどこの条例もつくられているんです。相談窓口も子供が安心して相談に行ける。学校と一体ではないと。そういうところに特徴があるので、前にも言いましたが、学校側と一体になって、「自分たちのことなんか、わかってくれないよ」ととらえられたのではだめなんで、チャンネルは多いほどいいんです。いじめ問題の窓口のチャンネルは多いほどいいわけです。その1つとして、保護者はどういったことに努力すべきか。地域はどういうことに努力すべきか。学校だけじゃなくて事業者はどういうことに努力すべきか。いろんなことを書かれています。それだけ意味のある条例だと思うんです。今の取り組みで十分であるというのは私は納得できません。

いじめは学校ないし関係者だけの取り組みではどうにもならないと思うんですけども、地域と一体で解決していくという視点から、いじめ防止の条例は必要ではないでしょうか。

佐野教育長

今、扶川委員のほうから、いじめ問題については、学校だけではなく専門家も含めてすべての地域を挙げて取り組むというのは、全くそのとおりでございます。その1つのあらわれとして、全国初となるコンビニエンスストアのローソンと提携を結ばさせていただいたところでございますし、この7月30日には、全国に先駆けて教育委員会から保護者に向けても緊急アピールをしたところでございます。

本県の取り組みとしては、今、企画幹が申し上げたとおりですけれども、先進的な取り組みもありまして、理念先行よりも現実に進んでいるところもあると考えているところでございまして、まずは実効性のある、具体性のある取り組みを進めていって、いじめ防止の根絶に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

実効性があります。たくさんの相談を受けています。こういう窓口を設けたところは。そこで救済されている子供さんもいます。ローソンも大事でしょうし、悪いとは言いませんし、そういうことをやりましょうという条例なんです。コンビニエンスストアだけではないでしょ。あらゆる地域の生活の場面で、すべての大人が子供を見守っていかなければいけないわけでしょ。そういうことを取り組むという条例が悪いわけがない。進めていくべきだと私は思うんです。今、教育長の御答弁いただいて、理念だけよりも具体的に実効性のあることをとおっしゃいますけども、理念も大事です。そこら辺をちゃんと認識をして取り組んでいただきたい。例えば、いじめの認識だって、大人の間で十分に共有されているとは言えません。からかい、ふざけだと。これは一般社会の教育現場以外の方が、そういうことへの理解が不十分なのは明らかだと思いますけども、学校の先生だって、からかい、ふざけといじめとの区別がちゃんとつけられていない。後で、あれは単なるふざけと見ていたみたいなことになっているわけでしょ。いじめというのはこういうものであると定義をして、日ごろからそういうものについて研修をして、目を光らせていこう。あるいは見つけたら通報していこう。子供に通報を義務づける大津市の条例は問題があるということで、これは私も問題があると思いますが、お互いに大人たち、子供自身の努力義務にして、そういう努力をしていこうと。こういう条例は、すごく意味あると思うんです。私はそれを後回しにしようとする感覚はよくわからない。ぜひやっていただきたい。

岡田委員

2点ほど質問します。まずは、9月議会で後のほうになって、県立高等学校に県外からの学生も受け入れようということで、特に鳴門渦潮高等学校のスポーツ科のほうにということで、今までにも県外からの学生は、鳴門工業高等学校時代に來ていた経緯があつて、それからの拡大、延長になるのかなと受けとめているんですけども、実際に鳴門工業高等

学校時代に寮の問題がありました。

それで、川端副委員長も黒崎議員も鳴門選出の議員皆で寮の問題はどうするんですかと。県外から受け入れる子供たちの体制はどうするんですかとずっと質問を続けてきて、状況に応じて考えていきますというのが今までの答弁だったと思うんですけども、実際、県外から正式に徳島県内の高等学校に、特に鳴門渦潮高等学校並びに過疎地域にある公立高等学校に枠を広げていくという方針を出したわけですから、今までの大きな課題である寮の整備、それと受け入れる子供たちにどのように生活面での指導をしていくのかという体制づくりについて、質問させていただきたいと思います。まずは現状がどうなっているのかをお話してください。

前田学校政策課長

今、岡田委員から、県外の志願者の受け入れ条件の話をお尋ねいただきましたけれども、9月議会で申し上げましたのは、現在、県外からの志願者の受け入れ条件につきましては、一家転住等の特別な事情がある場合に限って認めているわけでございます。その特別な事情につきましては、保護者と徳島県内に転住を予定している場合、それから四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合、今申し上げたもの以外で特別な事情があると教育長が認めた場合、これらについて現在、県外からの志願者を受け入れているわけでございますけれども、この受け入れ条件を緩和したいというお話でございます。

現在、教育委員会の内部におきまして、どのような学校を対象にするのか、あるいは人数はどうするのかといったことについては検討中でございます。したがって、鳴門渦潮高等学校が対象校となるかどうかについても今後でございますけれども、寮について一般論として申し上げれば、県外から入学する生徒についても、当然、教育を受ける機会を確保するということが大事でございますので、総合寄宿舎や単独寮の活用を含めて、さまざまな方策について研究していきたいと考えております。

岡田委員

9月議会の答弁で、鳴門渦潮高等学校は要望されていただけであって、答弁の中には入っていませんでしたか。確認ですけど。

前田学校政策課長

9月議会上げましたのは、競技力向上のためにも県外からの志願者の受け入れ条件を緩和し、それに加えまして地域の活性化という観点もございまして、鳴門渦潮高等学校を初めとした県内の高等学校について、県外からの志願者の受け入れ条件を緩和する方策を今後検討したいということでございます。

岡田委員

それを受けて、現状、鳴門渦潮高等学校の寮の体制はどうなっているのかは御存じでし

ようか。

割石教育戦略課長

鳴門渦潮高等学校の寮といいますか、現在の受け入れ状況でございますけども、現在は通常、県の高等学校の場合は、総合寄宿舍、あとそれぞれ学校別につくっている単独寮がございますけども、鳴門渦潮高等学校については、現時点では県の単独寮はございません。

岡田委員

鳴門渦潮高等学校ができるに当たって、そのときには県外の子供たちというのではなくて、鳴門渦潮高等学校のスポーツ科を目指して行きたいという県内の子供たちに対してどうするんですかということについて、去年、一昨年と議論が続いてまいりましたが、その時に、徳島にも寮がありますし、民間の方にも協力していただいて、いろいろな不動産、民間の業者さんを御紹介させてもらって、保護者の方並びに生徒の方に選んでもらいますというようなお話がずっと続いてきてました。

そして、状況を見ながら県内各地から来る生徒の数がふえれば、それに応じて寮を整備するというお話だったんですが、今回は県内のみならず県外からと。かつては、県外から一家で来るということは、お家があつての受け入れであつたと。それを緩和するということは、子供たちだけがやって来るというわけですから、その生活面で、ちょうど思春期を迎える子供たちに対して、どう生活面の安全を確保するのかという意味においても、ぜひその部分での整備ができないと、県が受け入れを緩和すると言ったところで、なかなか実動を伴ってくるものではないと思うんですけども、今になってもまだ寮をつくるということにはならないんですか。

割石教育戦略課長

鳴門渦潮高等学校の寮の整備ということで御質問をいただいておりますけども、先ほど説明がありましたとおり、現時点で鳴門渦潮高等学校が、必ず受け入れ条件の緩和対象校になると確定しているわけではございませんので、そういった方向で検討が進められる際には、総合寄宿舍の利用等もいろんな条件を考えまして、今後、さまざまな方策について研究してまいりたいと考えております。

岡田委員

例として鳴門渦潮高等学校を挙げさせていただいておりますが、学生の受け入れというのは、この委員会でも前々から議論されております。高校生を対象とした県の寮は、耐震化ができていなかったり、築40年とかなり古いものであったりとか、議論されている題材に あつたと思います。大切な子供さんたちを預かるんですから、県内の今ある寮の状況を改善するのもあわせて、県外からの子供たちに来ていただける環境づくり、学校の環境と生活の環境をちゃんと保障するものを確保してから、整えるというのを前提にというより、できてから受け入れを公表するべきだつたのではないかと思います。要望としては、鳴門

渦潮高等学校にぜひ寮をつくっていただきたいと思うんですが、佐野教育長どうですか。

佐野教育長

今、岡田委員から鳴門渦潮高等学校の寮というお話をいただきました。現在のところ、野球部については、かつての海鳴寮、その他の生徒さんについては民間、あるいは総合寄宿舎ということになってございます。

御要望の趣旨は承りました。そういったものが整えればいいなと思っているところがございますが、現実問題として、まずは耐震化を進めさせていただいて、そして既存の寮を整備する中で、県外からの枠も広げるという中で、将来像を含めて検討し、どういう方向があるのかということの研究させていただきたいと考えております。

岡田委員

ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、先ほど配っていただいた中間取りまとめの分で、これも何点か質問させてもらいたいと思います。まず4ページのグローバル化の拡がりという部分で、県内において外国人人口が増加するという中で、国際的な交流が拡がりを見せているものの、全国と比べるとまだまだ低い水準にあり、県内の高校生の留学状況を見ても、少人数に留まっておりますということなんですけども、この県内の高校生の留学生の状況は、今、何人ぐらい分かるんですか。

藤井学力向上推進室長

現在の高校生の留学状況についてでございますが、今年度につきましては、5月1日現在でございますが、海外への留学生は7名という状況でございます。

岡田委員

その中には徳島北高等学校の子供たちは入っているんですか。そうではなくて、その7名というのは長期留学の方たちですか。

藤井学力向上推進室長

高校名は把握できておりませんが、皆1年程度の留学ということでございます。

岡田委員

徳島北高等学校の場合、短期で語学研修とかに行かれているようなので、それ以外に1年間以上の留学ということですね。

次に、24ページにグローバル化に対応したという中で、今回1つ新たに書き加えていただいたというか、帰国・外国人への日本語の支援ということを25ページに記述させていただいて、非常に国際結婚が普通になってきている現状の中で、英語力を上げるのではなくて、子供たちの日本語力の支援というのも、ぜひ必要な部分ということで書き加えてくださっ

ているのかなと思って、非常にいいなと思っているんです。

ここでもう一つ加えてほしいのが、子供がしゃべれないということは、お父さんもお母さんも日本語がわからないんです。そして、よく学校現場でトラブルになるのが、子供がもってきたプリントが親にはわからないんです。日本語で書かれていて、平仮名は読めるけど漢字はわからないという部分で、子供が通訳できるまでの年齢になればいいんですけども、幼稚園だったり小学校の低学年だったりすると、読める漢字は非常に少ないです。なので、平仮名をお母さんが一生懸命に読もうとするんですけど、参観日の案内であったり、給食の献立表であったり、学校からくれるものはすべて日本語で書かれています。

期間は限定してもいいんですけども、ある程度の期間、子供だけじゃなくて保護者に対しても日本語の支援をぜひしてほしいと思います。それが今回、子供たちには積極的な支援がありますが、その延長上として、子供を迎えに来たお母さんにプリントを読んで説明してあげるとか、漢字がわからなければ仮名を振ってあげるとかの取り組みをぜひ入れてほしいんですけど、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

今、岡田委員から外国人の児童、生徒に対する支援のみならず、その保護者についての配慮というお話がございました。大変、重要な御指摘だと思いますので、どのような方策があるか研究したいと思っております。

岡田委員

ぜひ、お願いしたいと思います。そうすることによって子供たちが、学校に行くのが楽しくなるし、親も学校に行くのに楽しみを持って、地域とのコミュニケーションもとれていけるようになるし、生活のいろいろなことも教えていただけるようになるし、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それともう一点、今度は世界へ出ていく子供たちの支援の話なんですけども、24ページにあるグローバル人材を育成するための拠点校をつくって、これから積極的に中学生、高校生の留学支援をしていこうという部分書かれているんですけども、この中学校、高校生は県内に在住であったら学校は、例えば附属学校であろうが私立学校であろうが、どこでもだれにも資格があるという基準なんですか。今、まだそこまでは決まっていないのでしょうか。

前田学校政策課長

24ページの今後の取り組みの中の3つ目の丸印のことだと思いますけども、中学生、高校生に対しての対象でございますけども、現在、まだ、どの中学生、高校生、あるいは県内全域とするかどうかについては、今、考えているところでございまして、対象については明確に決めているものはございません。

岡田委員

決まっていないという段階での要望なのですが、全県下の子供たちにチャンスを与えていただいて、頑張る意欲を持てるように広く門を開いてほしいのと同時に、だれがでも行けるのではなくて、やはり学力テスト、ある程度の英語の学力のテストをして、それに受かった子供はだれでも行けるという1つの基準をつくってもらっていただきたいのが1点。

それともう一点は、どこの留学機関でもいいのかというのが私が1つひっかかった部分であって、長期、短期にしても民間がやっているものもあれば、ある程度の公的機関がやっているものもあるし、歴史がある留学機関もあれば、割と最近の時代の流れで登場してきている留学機関もあるし、留学と一言言っても、日本人ばかりがいる語学学校であったり、現地の人たちばかりの中に自分一人が入っていくような学校であったり、行き先の学校の質の見きわめという部分に対しては、どのように関与されていくのですか。

前田学校政策課長

どういう中学生、高校生を行かせるかにつきましては、当然、税金でやっていただくわけですから、きちんとあらかじめ基準を決めまして、選抜という体制はとりたいと思っております。

それから、どの機関、あるいはどこの大学かということにつきましては、もちろん子供が日本人ばかりのところへ行っても勉強になりませんし、外国人ばかりだと少し憶してしまっても効果が上がらないと思っておりますので、その点につきましては、今後、研究してまいりたいと思っております。

岡田委員

その部分が多分最も重要な部分になってきますので、公的支援をするという部分では、遊びで行くなら、自分のお金で行くなら、どこでもいいと思うんですけど、やはり公的支援である程度の成果を持って帰ってきてもらい、日本人としての気概を持って海外で活躍することを目指していけるような子供たちのためにも、やはり学校、留学先の選定というのは大きな問題だと思いますので、ぜひ情報収集をお願いするとともに、的確な判断をお願いしたいと思います。

西沢委員

徳島県教育基本計画ですけれども、前回、第1回目の平成20年10月に策定した趣旨を教えてください。

割石教育戦略課長

ただいま、現行計画の策定の趣旨ということで御質問いただいております。現行計画の策定趣旨の冒頭でございますけれども、近年、経済社会のグローバル化、科学技術の進展、地球規模での環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められております。

国においては、平成18年に教育基本法が約60年ぶりに改正され、平成20年7月同法第17条に基づき、教育振興基本計画が策定されました。本県では、平成11年度に徳島県教育振興基本構想（徳島「学び」プラン21）を策定し、平成12年度から基本目標である豊かな心をはぐくみ、生涯にわたる学びを実現する教育の創造の達成に向けて取り組んできましたが、子供たちの基本的な生活習慣の乱れ、学ぶ意欲や体力の低下、いじめ、不登校や問題行動等の発生など、教育をめぐるさまざまな問題が指摘されているところです。

こうした中、徳島県教育振興基本構想に掲げられた時代を超えても変わることのない普遍的な理念は継承しつつ、新たに発生してきた課題にも適切に対応していくことが求められています。このため、これからの本県教育の目指すべき方向を明らかにするとともに、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、徳島県教育振興計画を策定するものです。

西沢委員

前日も今回も、国のほうが計画をつくって、それを受けて徳島県も計画を新たにつくるということですね。これは国イコール県ですか。国の計画ありきで、県の中ではどうすべきだということは余りできないのかな。

割石教育戦略課長

ただいま、国の計画との関係ということで御質問いただいております。教育基本法の第17条でございますけれども、政府は基本的な計画を定めるとなっております。それを受けまして17条の第2項で、地方公共団体は前項の国の計画を参酌し、その地域の実情に応じて当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないという規定になっております。ですから、国のほうで定める教育振興基本計画を参酌する努力義務が法律上は定められているという状況でございます。

西沢委員

参酌という言葉は、イコールではないですね。要するに、これを踏まえつつというぐらいの程度ですね。

この計画なんですけども、前回の4年前と今回のとで一番違うのは、東日本大震災が起こったということが中心でしょうが、そのほかには4年前との違いはあるのでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま、西沢委員から現行計画と今回策定しようとしております第2期計画との違いという御質問でございます。資料2の計画本体に書いてありますとおり、今回の計画につきましては、変化の激しい社会におきまして、本県や日本をリードし、未来を切り拓くためのたくましい人を育てるためということで、今、震災とか百年に一度と言われている経済危機とか、我が国及び本県を含めて非常に厳しいという基本認識のもとに、そうした中をたくましく生きていく児童、生徒、子供たちを教育するために、例えばキャリア教育

であるとか、グローバル化対応であるとか、ICT活用能力の育成ということで、資料1の裏面にあります基本方針のほうでも、そういった項目につきまして、推進項目のトップに掲げさせていただいて、また、それとあわせて、日本人、徳島県人としてのアイデンティティーの確立に向けたスポーツ、文化、芸術活動の創造をトップに掲げていることが1つの特徴かと考えております。

もう一点は、今、西沢委員がおっしゃったとおり、現計画策定後、東日本大震災の教訓から非常に多くのものを学んでいくということで、防災、減災、南海トラフ巨大地震への備え、また、先ほども言いましたけれども、通学路等の子供の安全、そういった安全問題について、いじめも含めてですけれども、安全・安心な教育を実現することについて非常に力点を置きたいということで、基本方針の1つに安全・安心ということを記載させていただいております。そういった項目が、今回の計画の特徴と考えております。

西沢委員

今、教育の中で一番しないといけない大事なもの、大切なものは何だと思えますか。人間教育です。人間を教育するというのが、子供をすばらしい人間に育てていくというのが、教育の一番だと私は思います。今、東日本大震災とかいろいろな状況が起きました。でも今、特に、世の中で一番問題になっているのは、一番最初に言われたいじめの問題です。結局、人間的な教育がちゃんとできていないからこそ、他人を思いやらないいじめとか、いろいろなことが起こってくる。いじめ以上のことも起こってくる。今、社会情勢の中で、子供の教育にとっては大変な危機だと思います。社会が科学的に変化したとか、東日本大震災が起こったとか、いろいろあります。教育の見地からすると、最大の危機というのは、人間としての教育がちゃんとできていないこと。だからこそ、大変なことが起こっているということではないかなと私は思うんです。

先ほど言いましたけども、国とイコールかと。国は国の考えがあるでしょうけども、県は県で一番何が大切かと言ったら人間教育です。そういう人間教育を第一義としてやるべきでないか。ここに出ています順番ですが、これは当然、子供の人間教育も入っています。でも、この計画の「第4章 今後5年間に取り組む施策」の中で一番はキャリア教育、グローバル化とか、ICTとか、スポーツ、伝統文化、その次に「基本方針2」の中で「豊かな心の教育」が2番目に入っていますけども、この順番でいいんでしょうか。私は今、一番やらないといけないことは子供たちの心を真っすぐに、人間として育てることだと思います。だからこれを一番に持ってくるんじゃないかなと思います。

佐野教育長

今、西沢委員から人間教育が最も教育の中で大事なものでないかと。全くそのとおりでございます。この教育振興計画の中には、1つの理念として大きな流れがありまして、教育の長期的なもの、短期的なもの、そういうものを総合してここに書き込んでいるところがございます。さまざまな方のさまざまな御意見がありまして、私どもも教育委員長のほうから徳島県教育振興審議会のほうへ諮問しまして、その答申を受けるところでございます。

すけれども、そういったさまざまな議論の展開の中で、今、現在はこのようになっているところでごさいます、もちろんそこの中に書き込めるかどうかは別にいたしましても、教育の中の人間教育、あるいは道徳教育、そして人を思いやる心というのは譲ることのない普遍的な教育の1つのモチーフだと考えております。その中で、すべてのさまざまな方の御意見を反映する中で、1つのものに仕上げている中で、1つの貴重な提言として承っておきたいと考えております。

西沢委員

数年前に、環境問題で条例か計画かは忘れまじけども、つくったことがあります。そのときに、私は趣旨が非常におかしく思いまして、かなり言ったことがあります。そのときには、もうでき上がったものだから、趣旨を変えたらすべてがガラッと変わるということで、そこまではできないけど、表には出ない裏の趣旨として、私が言ったことを取り上げていただいた。人間も環境の中の一員だという思いの中で、環境はつくり上げていかないといけないということを入れさせていただきました。ただ、表には出ていませんけども。

そこまではできないと思いますけども、ただ順番を変えたり、一番最初の趣旨の中で、いじめの問題等に対する心の教育が大切だということをつけ加えろとか、その程度だったらできるんじゃないかな。この2番目の心の問題を一番最初に取り上げたり、順番を変えたりするのはできるんじゃないかなと思うんです。ゼロから変えるというのは無理ですから。でも、私は思います。このいじめの問題、いじめ以上の人を殺してしまうような状況がかなり子供たちの社会の中にも蔓延している。それも表でなく水面下でかなり蔓延していることが、私は一番の問題だと思います。これを解決しなかったら、何のための教育が分かりません。だからこそ、一番最初に持ってきてほしいと思います。いかがですか。

割石教育戦略課長

ただいまの御質問でございますけれども、今回の計画の策定に当たりましても、当然、昨今の問題になっておりますいじめ問題というのは、非常に重要な課題であると認識しております。先ほど、答弁のほうでもございましたように、いじめ対策については、それぞれ必要などころには相談体制の充実であるとか、心の問題であるとか、そういったところで十分に対応してまいりたいと考えております。分析する部分でも、いじめの状況につきまして、11ページにその数値のデータ等を掲載して、そういった重要性について認識は示している次第でございます。ただいま、西沢委員からいただきました御意見については、参考意見として賜ってまいりたいと考えております。

西沢委員

審議会とかいろいろやったかと思うんですけども、多分、国の方針に基づいた審議でしょう。本当に何をやるべきかという審議だったかどうかは、私はこれを見る限り疑問があります。先ほど言いました環境の計画も、九州で以前に起こった公害の問題から端を発して、ずうっと国のほうも趣旨が右へならえと、一部のところで起こったことで趣旨が右へなら

えで何十年も来て、それを県が右へならえでその趣旨でやっている。だから、県は県で独自性があると思うんです。国の方針は参酌でしょ。イコールではないんですよ。その趣旨を踏まえた中で、徳島県として考えていく。そして、その中で重要性があれば、それを前に出していく。何のための教育ですか。何のための教育委員会ですか。子供のための教育委員会でしょ。国のための教育委員会ではないです。やはり子供のために何をすべきかということを経第一義に考えて、物事を進めていくことが本当の教育のあり方だと、人間教育そのものが一番の教育のあり方だと思います。

特に人間性が子供たちの中で問題になっている。全国の方に聞いてもこれが第一義だと言うでしょう。東日本大震災とかいろいろありましたが、そうじゃなくで、まずは、人間をつくるのがいつの時代でも教育にとってが一番だと私は思います。特にそれが今言われてきておりますし、非常に揺らいできておりますので、あえて言わしていただきました。ゼロからしろとは言いませんから、順番を変えたりすることはできるでしょ。それとも国の趣旨に反してすることはできないということで、だめなんですか。それだったら国の計画をそのまま持ってきたら済むことじゃないですか。

割石教育戦略課長

ただいま、第2期計画の内容についての御質問をいただいております。先ほど申しましたとおり、国の基本計画につきましては、あくまでも参酌ということでございまして、我々も国の計画どおりに内容を定めているわけではございません。個別の県の単独事業とかの取り組みも盛り込んでおりますし、これまでの現行計画の県独自の考え方といったものについても継承をさせていただいているとの認識でおります。

西沢委員

もう一回、教育委員会の中で、きょう私が言ったことを検討していただきたいと思えます。私も議員仲間の中で話させていただきます。

扶川委員

先ほどのいじめのアンケートのことで、学校ごとにとっているところ、とっていないところがあると思うので、それを把握している限りの資料をいただきたいです。

秋山いじめ問題等対策企画幹

どこがとっていて、どこがとっていないかということですね。承知しました。

大西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、教育委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時42分）